

庄原市公告第8号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年3月9日

庄原市長 八谷 恭介

1. 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
2. 縦覧場所
庄原市企画振興部林業振興課又は
庄原市のホームページ
(https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/ringyo/cat01/post_1673.html)
3. 本公告により、庄原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。